

議案第 28 号

田川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年 6 月 24 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の一部改正により、災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となったこと等に伴い、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

## 田川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

田川市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）

第5章 補則（第16条）

### 附則

第6条中「いあわせた」を「居合わせた」に改める。

第7条中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改め、同条第3号中「があるため」を「により」に、「認めた場合」を「認める場合」に改める。

第8条第2項中「遺族」を「、遺族」に改める。

第10条中「当該障害者」を「障害者」に改める。

第14条の見出しを「（利率及び保証人）」に改め、同条中「年3パーセント」を「、次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 前条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号アに該当する場合 年3パーセント

(2) 前条第1項第1号ウ若しくはエ又は同項第2号イ、ウ若しくはエに該当する場合  
無利子

第14条に次の2項を加える。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、規則で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「、令」を「及び令」に、「第12条」を「第11条」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の田川市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。